

第 1 回 管理運営に関する分科会の論点

1. 国立公園が提供するサービス

国立公園が提供するサービスとは何か。

国立公園が提供するサービスの受益者は誰か。

国立公園が提供するサービスは、公園ごとに異なるのか否か。

サービスを提供するために、どのような管理運営が必要か。(2 .)

サービスの提供に対する対価は、誰がどのように支払うべきか。(3 .)

2. 国立公園の管理運営の方向

地域制である国立公園の管理運営の基本的考え方を明確にする必要があると考えるが、どのような内容を盛り込むべきか。

それぞれの国立公園において、多くの関係者の取組みが効果的に連携しながら公園の質を高めていくためには、共通の目標を持ち、公園が提供するサービスの水準を明確にする必要があるのではないか。

より能動的な管理運営を推進していくためにどのような施策が考えられるか。

3. 管理運営にかかる費用(サービスの対価)の負担のあり方

国立公園の管理運営(サービスの提供)は多様な主体により担われているが、多様な主体により提供されるサービスに対する費用(対価)は誰がどのように負担すべきか。具体的な論点は以下のとおり。

国や地方公共団体による国立公園の保全整備に対する公園利用者、地方公共団体、地元受益者の費用負担はどうあるべきか。

国立公園内の土地所有者、農林漁業者の活動により国立公園における里地里山など二次的自然環境の景観や生物多様性が維持されている。このような形のサービスの提供に要する費用の負担はどうあるべきか。

民間団体より、国立公園の環境保全活動などが進められてきている。このような活動に対する支援措置はどのようにあるべきか。